

株式会社レキオス 定款

(平成8年2月23日 設立 / 令和3年3月1日 変更)

第1章 総則

- (商号) 当社は、株式会社レキオスと称し、英文では **Lequios.Co.,Ltd.** と表記する。
- (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
 1. 家賃（滞納家賃・空室家賃）の保証業務
 2. 共済事業の運営に関する事務代行業務
 3. 不動産管理業者からの委託による不動産管理業務の事務代行及び電話対応並びに業者手配業務
 4. 不動産の保有、売買、賃貸、管理及びその仲介業
 5. 不動産の有効活用に関する総合コンサルティング
 6. 住宅セーフティネットに関する居住支援の業務
 7. 都市開発・都市計画並びに団地計画に関する企画、調査、設計及び監理
 8. 建築業
 9. 建築に関する総合コンサルティング
 10. 資産の運用に関する総合コンサルティング
 11. 投資情報の提供及び投資に関するコンサルティング
 12. ファイナンシャルプランニング業
 13. 金融業
 14. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 15. 経営コンサルティング
 16. 郵便物及び小包等の大口割引料金制度を利用するための商品の取りまとめ及び事務代行業務
 17. 家庭用電化製品、家庭用雑貨、日用品雑貨、インテリア用品の販売及び輸出入
 18. インターネットを利用した通信販売
 19. 個人企業・法人企業が加盟する企業情報の提供を目的とした会員制クラブの運営に関する事務代行業務
 20. フランチャイズチェーンシステムを利用する加盟不動産業者の募集、指導及び育成
 21. 企業の経営診断、経営指導、社員教育等に関するコンサルティング
 22. 各種講習会・研修会・セミナー・イベントの企画、立案、実施、運営
 23. 新規ビジネスの企画、立案、実施及びそのコンサルティング
 24. 各種情報の収集、管理、処理、提供に関するサービス
 25. 書籍・専門誌・情報誌・パンフレットの企画、製作、販売

- 26. 飲食店・宿泊施設・研修施設・スポーツ施設・遊技場の経営
- 27. コンピューターソフトウェア開発、製造及び販売
- 28. 労働者派遣事業法に基づく人材派遣
- 29. 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
- 30. 光ファイバーを利用したインフラ構築及び技術開発
- 31. 情報通信機器の販売
- 32. インターネットを利用した各種情報提供サービス
- 33. 通信設備工事の設計及び施工
- 34. 建築材料・建築資材の卸売業並びに小売業
- 35. 什器の卸売業並びに小売業
- 36. 古物の売買及び輸出入貿易業
- 37. 子育て支援事業、子ども居場所づくり事業
- 38. 前記各号に附帯関連する一切の事業,,
- (本店の所在地) 当社は、本店を**沖縄県那覇市**に置く。
- (公告方法) 当社の公告は、**官報**に掲載して行う。

第2章 株式

- (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は **22,200 株** とし、内訳は普通株式 16,650 株、A 種株式 2,775 株、B 種株式 2,775 株とする。、
- (種類株式：A 種・B 種)
 - **A 種株式**：株主総会において議決権が制限される（特定の決議事項を除く）。利益配当や残余財産の分配は行われませんが、発行から 2 年経過後に普通株式への転換を請求できる。,,
 - **B 種株式**：配当が行われない点以外は普通株式と同様であり、発行から 2 年経過後に普通株式への転換を請求できる。
- (株式の譲渡制限) 当社の発行する株式を譲渡により取得するには、**取締役会の承認**を必要とする（株主間譲渡は承認されたものとみなす）。、

第3章 株主総会

- (招集) 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。
- (議長) 取締役社長がこれに当たる（事故がある場合はあらかじめ定めた順序により他の取締役が務める）。
- (決議) 原則として、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う（法令に別段の定めがある場合を除く）。

第4章 取締役及び取締役会

- (取締役の員数) 当社の取締役は、**3 名以上 5 名以内**とする。
- (取締役の任期) 選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時株主総会の終結の時までとする。

- **（代表取締役）** 取締役会の決議により、取締役の中から社長 1 名を選任し、社長は会社を代表して業務を統括する。

第 5 章 監査役

- **（監査役の員数）** 当会社の監査役は、**2 名以内**とする。
- **（監査役の任期）** 選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 6 章 計算

- **（事業年度）** 当会社の事業年度は、**毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで**とする。
- **（剰余金の配当）** 毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して配当を行う。なお、支払開始日から満 3 年を経過しても受領されない場合は、その支払義務を免れるものとする。